

平成27年度標準化テーマ

「自動車補修用リサイクル部品のラベリング規格
に関するJISの開発」

事業概要・規格構想について

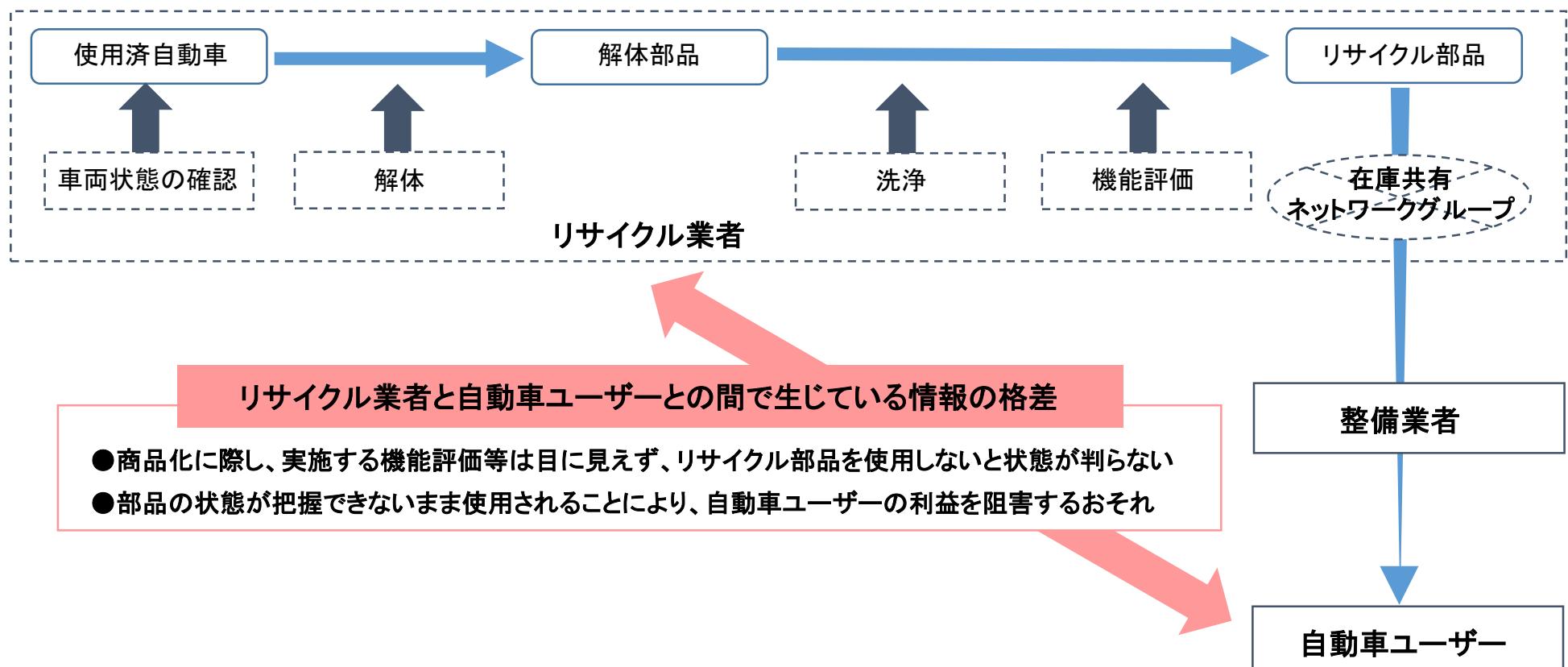
2016年5月31日
日本ELVリサイクル機構

事業概要

自動車補修用リサイクル部品の規格策定の概要

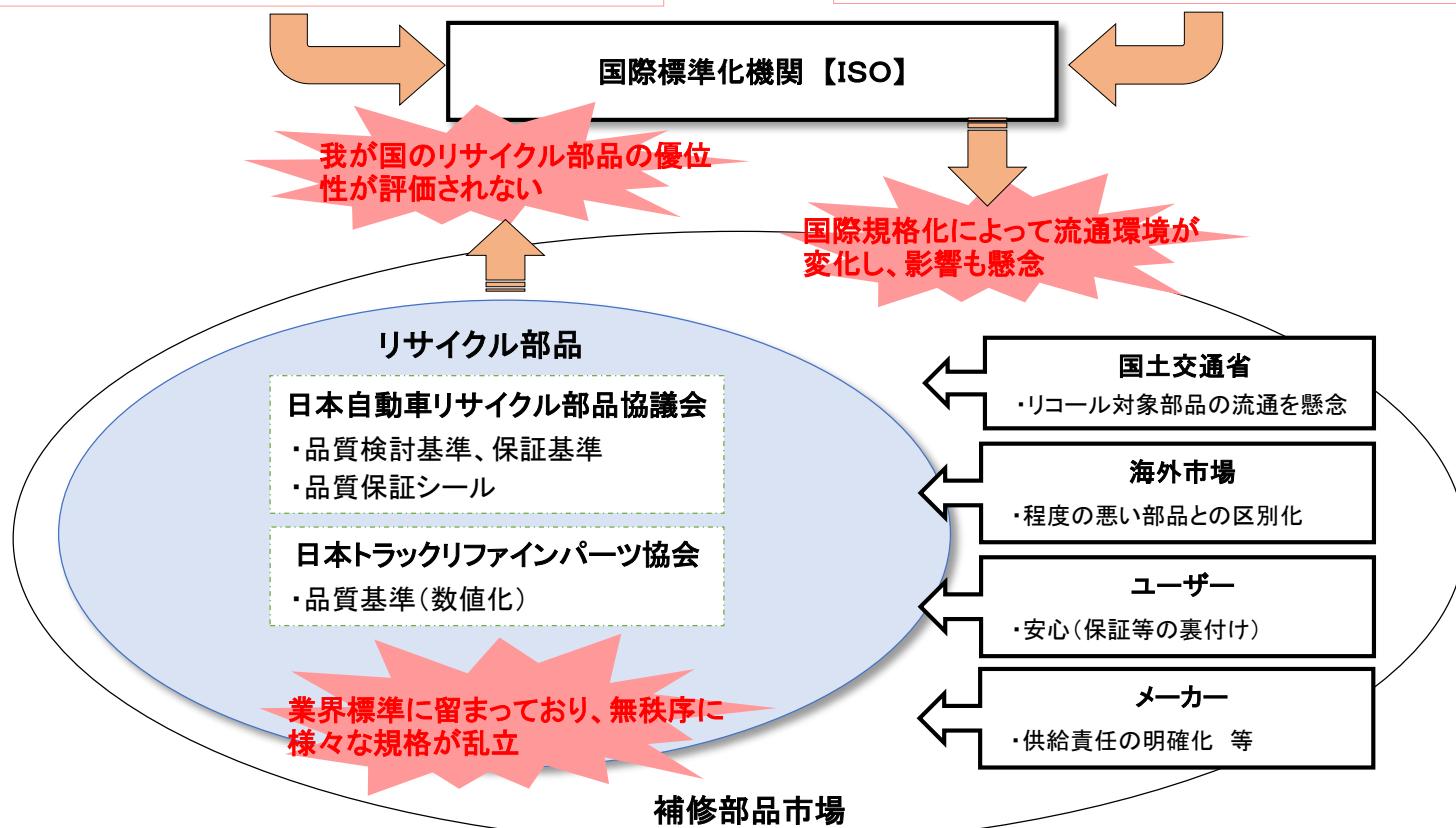
(1) 規格策定の背景

- 自動車ユーザーのリサイクル部品に対する使用意識は高まりつつある
 - ・自動車保険料率改定から自費修理が増えつつあり、費用を出来るだけ抑えたいということでリサイクル部品に着目
- 現在、リサイクル部品は経験ベースで使用されている
 - ・リサイクル部品の情報が少なくユーザーとして知る機会が少ない
 - ・安全性や保安基準適合性などは経験的に大丈夫なものとして使っている
 - ・同じ部品でも素性が異なる中から自己責任で選択している



(2) 標準化動向

英国	中国
<ul style="list-style-type: none">●認証機関と一部リサイクル事業者が認証規格を策定<ul style="list-style-type: none">・リユース部品: エンジン、ミッションを対象として、機能評価、並び表示を規定し、これを担保する認証規格・リビルト部品: 商品化プロセスを規定、これを担保する認証規格	<ul style="list-style-type: none">●リマニファクチャリングに関する規格策定のため、ISOに新TC設立提案し、否決【25年7月頃】↓●清華大学において、リサイクル部品の規格化に向けた調査を実施【26年度】●張家港に、国家级リビルトセンターを建設するとの話もあり

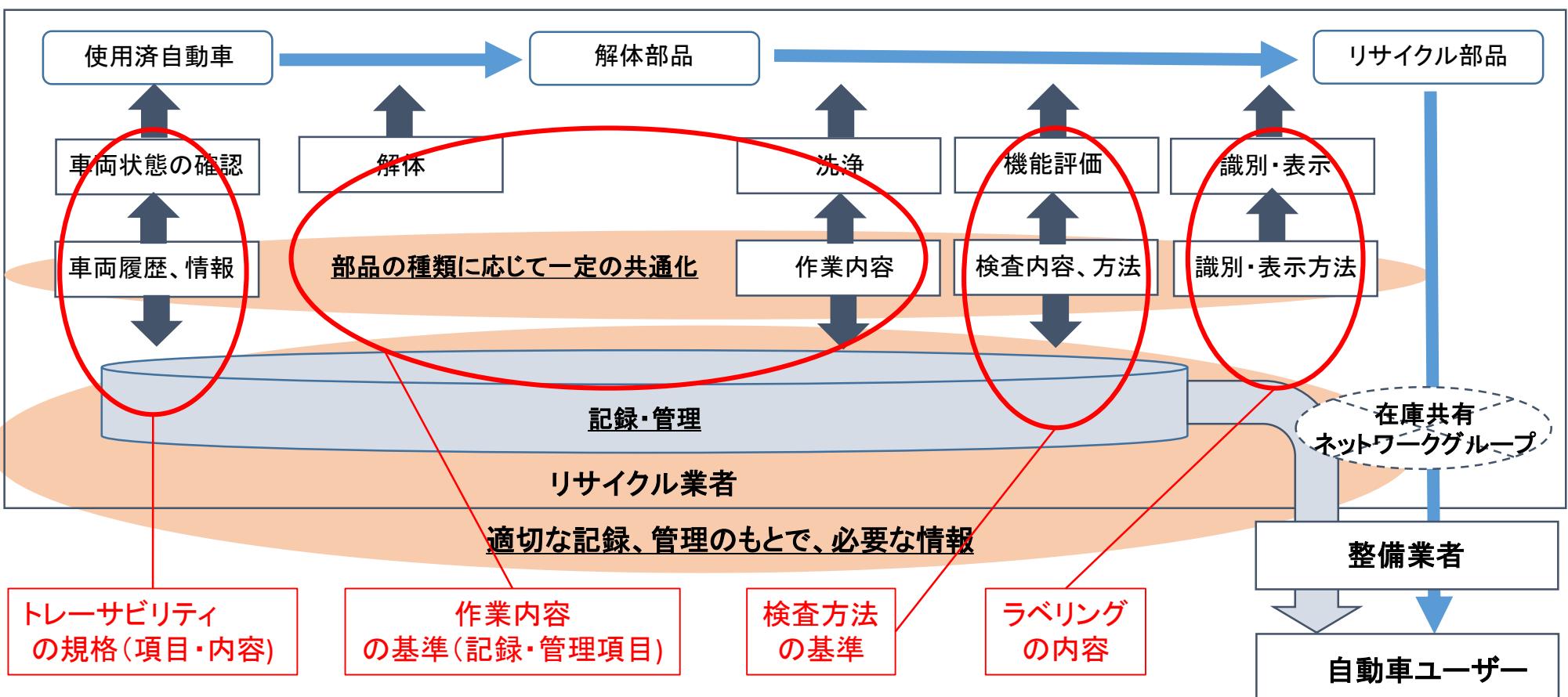


リサイクル業界が主導して標準化を推進し、補修部品市場においてリサイクル業界の取組が適正に評価され、市場におけるリサイクル部品の位置付けをより強固にしていくことが重要

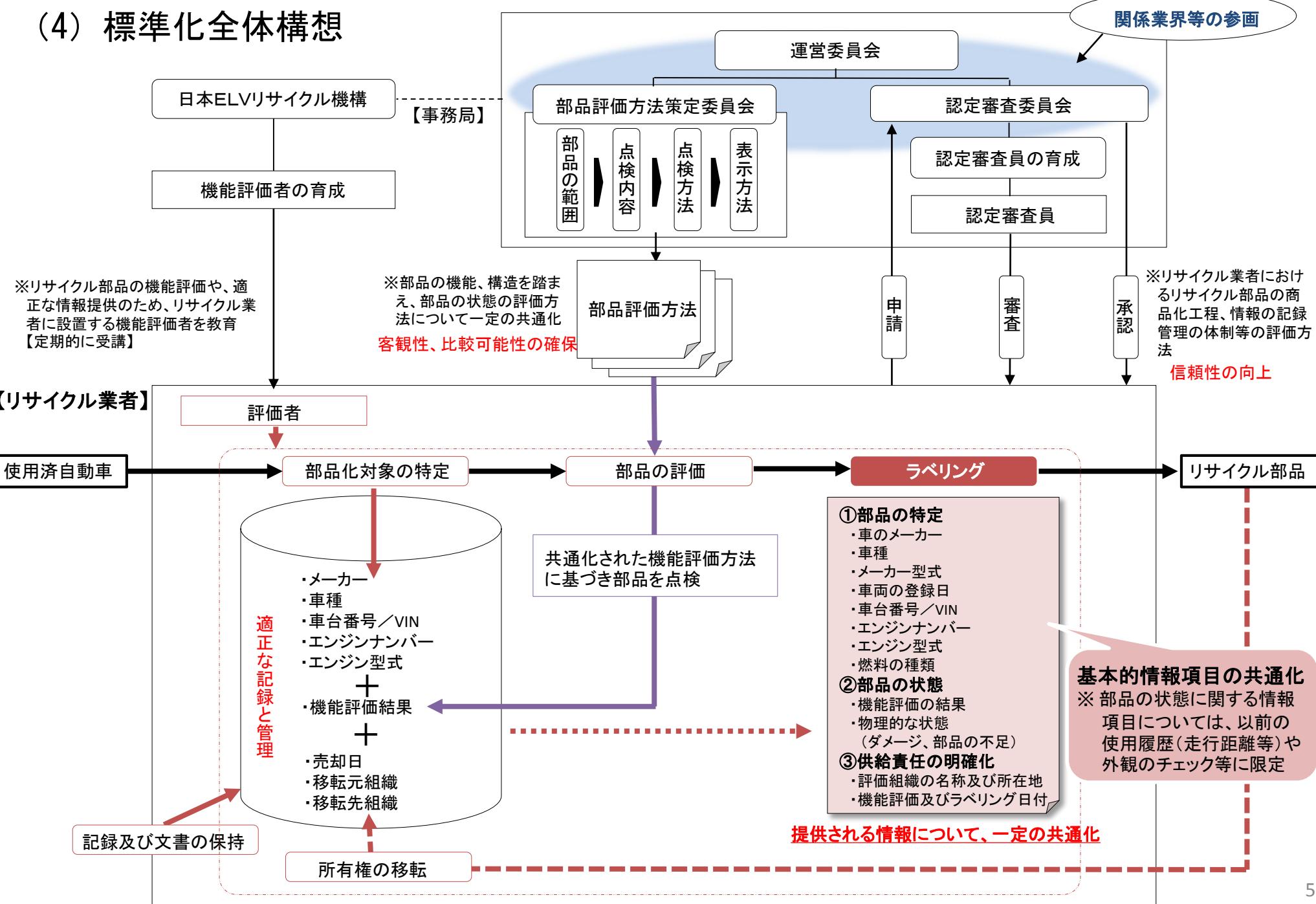
(3) 規格策定の考え方

リサイクル部品の適正な流通環境を整備し、自動車ユーザーの利益を確保していくことが必要

- リサイクル業者、自動車ユーザーの双方にとって、自動車補修部品として最低限の機能（道路運送車両の保安基準）を確保するため、部品の種類に応じた機能評価方法の共通化
- リサイクル業者における機能評価等の実施状況等について認知、評価を確立し、リサイクル業者、並びに部品の信頼性を高める
- リサイクル部品の流通環境も考慮し、自動車ユーザーがリサイクル部品の使用を終了するまで、識別、表示方法の確立



(4) 標準化全体構想



(5) 規格策定の社会的価値

- ◆ リサイクル業界が団体ごとに固有の自主規格による市場を形成しているため、自動車ユーザーとしてはリサイクル部品を使いにくい環境にあったが
⇒規格策定により足元が揃うため、**適正なリサイクル部品市場環境が形成され、ユーザーの利益が確保できる社会となる**
- ◆ 先般経済産業省より発表された「自動車産業戦略 2014 -施策編-」の中で、(2) 先進的で活力のある国内市場の構築として《・リユース部品・リビルト部品の更なる利用機会を拡大するために、ユーザーが必要とする情報がこれらの部品の供給とともに適切に提供される環境を構築する。【2014年度以降も引き続き実施】》と述べられており
⇒規格策定はこれを実行するための施策としての位置付けが大きい
- ◆ 自動車リサイクル法の「使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて……」という目的が
⇒適正なリサイクル部品市場環境により実効性が高まる
- ◆ 地球環境問題（資源、廃棄物）の対応手段である「リデュース、リユース、リサイクル」が、
⇒リサイクル部品の利用機会が拡大することにより更に進展する
- ◆ 国内JISをベースに国際化、ISO化を進めることにより
⇒リサイクル部品の海外販売やリサイクルシステムの海外輸出に貢献できる

事業実施体制

原案作成委員会

販売・生産者

全日本自動車部品卸商協同組合
日本ELVリサイクル機構（事務局）
日本自動車リサイクル部品協議会
日本トラックリファインパーツ協会
NPO法人RUMアライアンス

使用・消費者

日本自動車整備振興会連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会
日本中古自動車販売協会連合会
NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット

- ・規格策定の方向性の確認
- ・原案に対するコンセンサス

中立者

山口大学 : 阿部准教授
JETROアジア経済研究所 : 小島主任研究員
日本損害保険協会
日本自動車工業会
日本自動車部品工業会
自動車技術会
日本規格協会
経済産業省製造産業局自動車課
経済産業省産業技術環境局国際標準課
国土交通省自動車局整備課
環境省リサイクル推進室

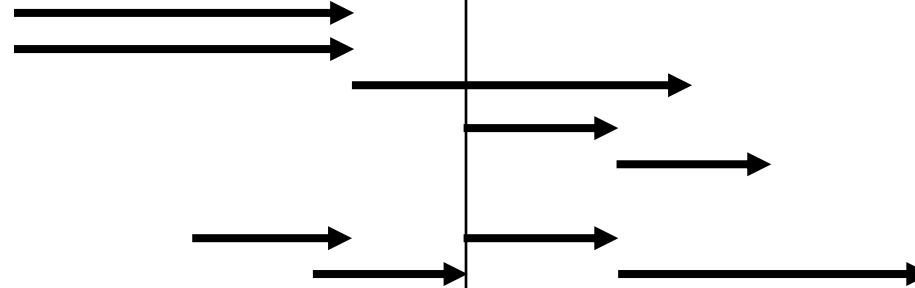
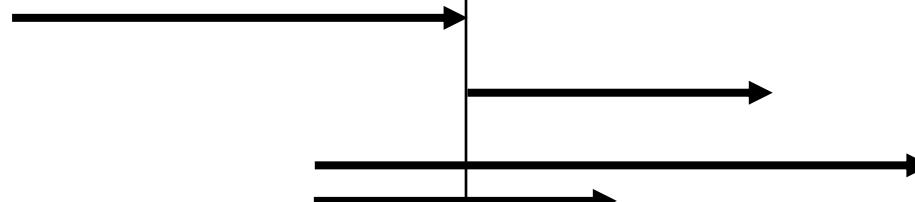
原案作成WG

・業界関係者の意見集約

熊本大学 外川教授
日本ELVリサイクル機構
日本自動車リサイクル部品協議会
日本トラックリファインパーツ協会

NGP日本自動車リサイクル事業協同組合
株式会社JARA
NPO法人RUMアライアンス 等

標準化事業スケジュール(案)

	平成27年度	平成28年度
<流通実態の調査> ① 国内流通の調査 ・補修部品の販売業者のニーズ調査 ・自動車整備業者のニーズ調査 ・自動車ユーザーのニーズ調査 ② 海外流通の調査 ・輸出リサイクル部品の需要国ニーズ調査 ・中古部品供給国情報提供の状況調査 ③ リサイクル部品の機能評価データ解析 ・データ収集(テスト含む) ・データ評価・解析		
<識別・表示方法> ① 識別レベルの調査(国内) ② 識別レベルの調査(海外) ③ 識別・表示方法の検討 ・識別テストデータの収集・解析 ・表示方法の技術調査		
<基本的な情報項目の特定> ① トレーサビリティの確立 ② リコール等を含めた情報項目の特定		
原案作成	情報項目の整理 	標準化 
原案作成委員会	 	 

規 格 構 想

自動車補修用リサイクル部品のラベリング規格の位置付け

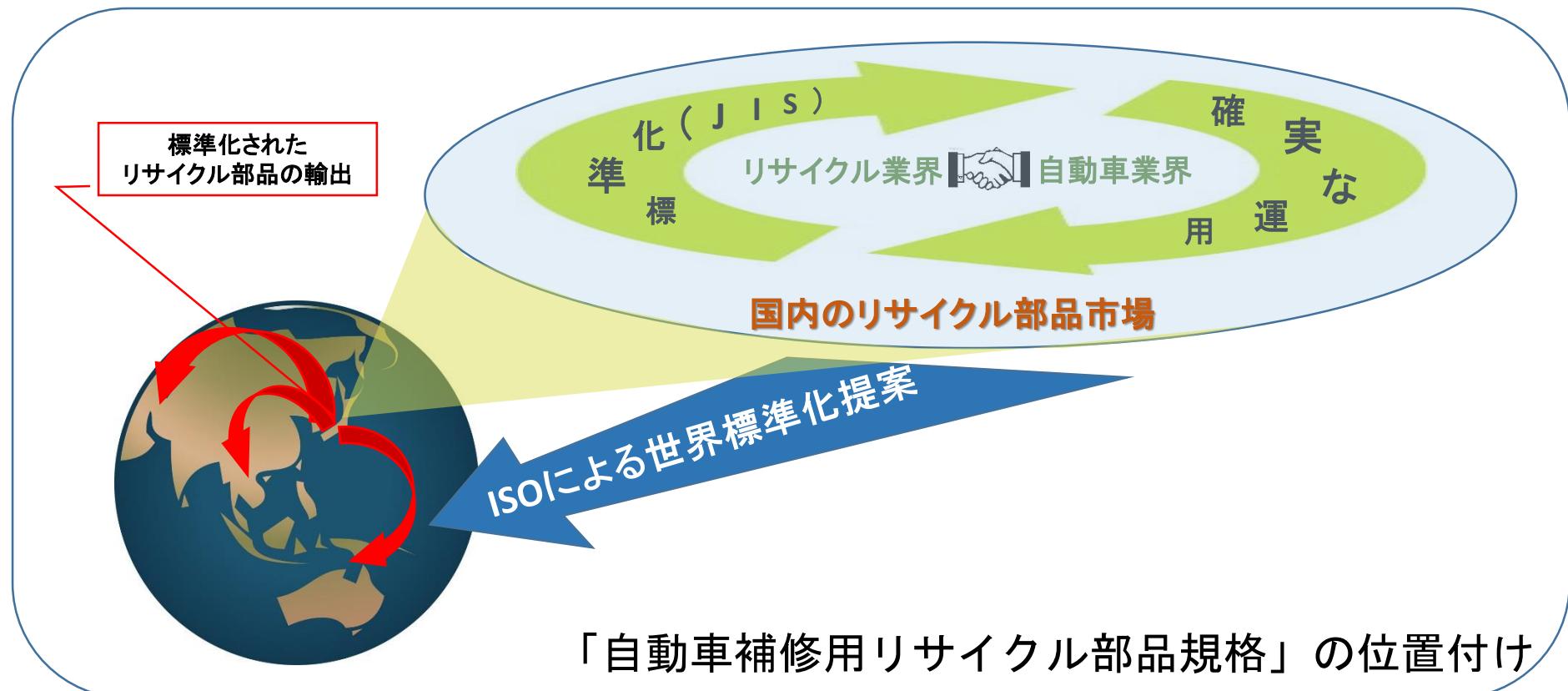
(1) 関連業界団体からのご意見（リサイクル部品の困りごと）

（原案作成委員をお願いに伺ったときのコメントで、赤字はラベリング等の規格に関するご意見）

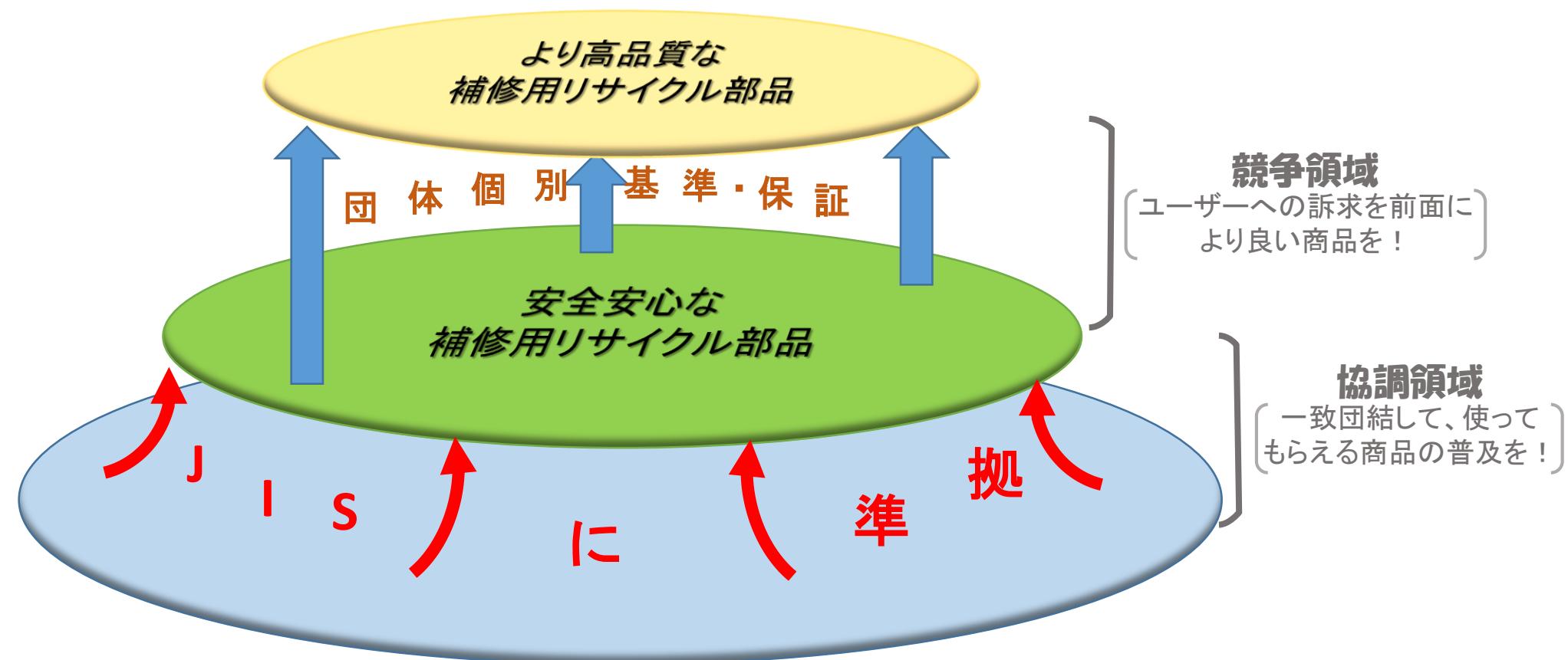
日部協	<ul style="list-style-type: none">・どれでも安心という品質にはなっていない・流通コストで価格アップしておりメリットが出にくい・リビルト、リビルター、リユースなど表現が色々あり分かりにくい
日車協連	<ul style="list-style-type: none">・新品部品に対して中古部品でどの位安くなったか分からぬ・部品の構成が違うので、新品と1:1で価格比較ができない
日整連	<ul style="list-style-type: none">・部品の入手に時間がかかる・整備業者がユーザーに上手く説明できない（どう説明すればよいのか）
損保協会	<ul style="list-style-type: none">・リコール品に対してどういう扱いになっているか不明である・ユーザーへの訴求の方法が難しい（エコと言っているが）
中販連	<ul style="list-style-type: none">・部品がAssyの単位なので整備業者が取扱いを嫌がる・リコール品が分からずに中古車で使われていると困る
部工会	<ul style="list-style-type: none">・製造メーカーにクレームが入るのが困る（メーカー名が部品に付いたままなので）・リユース品かリビルト品か分からない
自技会	<ul style="list-style-type: none">・製品のメーカー名（製造者）が出てしまっているのは好ましくない・名称（用語）が統一されていないので分かりにくい

(2) 今回開発する規格の位置付け

- ✓ 日本工業規格(JIS)として広くユーザーに認知されているレベルの規格化を行う
- ✓ リサイクル部品の輸出市場も鑑みて、ISOや国際的に使用できるレベルを目指す
- ✓ 自動車メーカー、部品工業会などにも理解・協力が得られるような内容とする
- ✓ リサイクル部品の特徴(assy、固まり)を生かした規格とし、規格化の価値を發揮させる
- ✓ 業界全体として納得のいく規格とし、スムーズな運用を図れるようにする



(3) 今回開発するJISと各団体基準の位置付け



- 流通する全ての補修用リサイクル部品が、JISに準拠することにより、ユーザーの使用する機会と意欲が増し、幅広い普及が期待できる
- 安全安心をベースに、各団体の品質基準や保証制度をプラスすることにより、ユーザーの利便性(高品質など)を競争力に更なる普及を目指せる

自動車補修用リサイクル部品のラベリング規格(案)の構想

(1) JISマークについての検討

- 規格化の意義の一つとして、ユーザーに対する安全安心なリサイクル部品として認知し使用してもらうために、ラベルにJISの表示をすることを想定
- 「JISマークは製品に表示するものであり、今回のラベルにはJISマークそのものは付けられない」
- JISマークに代わる表示方法として、JIS Q 17050(適合性評価－供給者適合宣言－)を運用することによって実現可能



以上の点より、今回の自動車補修用リサイクル部品のラベリングのJISについては「**自動車リサイクル部品のラベル**」及び「**供給者適合宣言書**」の2つをセットで運用し、ラベルにはJIS〇〇に適合している旨を記載することとした。

(2) 「自動車リサイクル部品のラベル(案)」の考え方

【規格(案)】

- 規格の対象は自動車リサイクル部品の中の軽自動車及び普通・小型乗用車のリユース部品に適用する
- 規格の内容は部品の機能や性能を規定するものではなく、部品の素性、情報を提供するものとした。
- ラベリングの内容としては、リサイクル部品の固有情報の表示、リサイクル部品の状態や部品回収車両の状態、トレーサビリティのための車両情報の表示とした。



部品回収車両情報として【走行距離】【使用年数】を
コード化してラベルに記載する予定

(3) 「供給者適合宣言書(案)」の考え方

【供給者適合宣言書(案)】

- この適合宣言書はラベリングの内容がJISに適合していることを、リサイクル部品の使用者である自動車ユーザーに担保する
- リサイクル部品の販売者が供給者であるということを明確にして**販売者を適合宣言書の発行者とする。**記載内容は、発行者を特定するための情報及び署名。また、**ラベルに表示する情報のエビデンス**となるべき情報も記載する。



部品回収車両情報として【走行距離】【使用年数】のエビデンスを供給者適合宣言書に持たせるために、以下をJARC殿にお願いしたい

- ✓ JARCの管理するリサイクルシステムの情報を、自動車補修用リサイクル部品のラベリング規格の基本情報(使用済み車の情報)として使用すること
- ✓ リサイクルシステムの使用済み車の情報として、新たに引き取り時の走行距離データを導入し、規格のエビデンスとして活用すること
- ✓ 使用済み車の走行距離情報、など自動車補修用リサイクル部品のラベリング規格の基本情報として必要な項目を、引取業者または解体業者の画面に追加する
- ✓ 規格に活用する情報は、リサイクルシステムの自動車ユーザー向け情報の「使用済み自動車処理情報検索」から帳票が引き出せるよう追加する

参考：ラベリング規格構想（案）

[附属資料 8]

自動車補修用リサイクル部品のラベリング規格の構想（案）

JIS D 1230 自動車—自動車補修用リサイクル部品—呼び方のシステム及び仕様表記

1 适用範囲

- 1.1 この規格は、使用済自動車から回収された自動車部品を再生処理したリサイクル部品の呼び方について規定する。
- 1.2 この規格は、自動車リサイクル部品の中の軽自動車及び普通・小型乗用車のリユース部品に適用する。ただし、この規格は、リビルト部品や解体部品を対象としない。
- 1.3 この呼び方では、同じ呼び方のリサイクル部品が、必ずしも同一の性能を示すとは限らない。この規格は、特定領域の部品（エンジン部品、電装部品、外装部品、…など）の性能を特定するために必要なエンジニアリングデータ、性能データを提供するものではない。このような追加データが必要な場合は、別規格（現状では業界団体基準）を参照する。

2 引用規格

3 用語及び定義

4 呼び方のシステム

4.1 一般

自動車リサイクル部品の呼び方のシステムは、次の標準様式による。

項目						
		種類				
規格番号 ブロック	識別項目 ブロック	個別項目				
		データ ブロック 1	データ ブロック 2	データ ブロック 3	データ ブロック 4	データ ブロック 5

この呼び方は、記載任意の種類ブロック（自動車リサイクル部品と記す。）及び識別項目ブロックによって構成し、さらに、識別項目ブロックは、規格番号ブロック及び個別項目ブロックによって構成する。

規格番号ブロックには、この規格番号“JIS D 1230”を記す。

曖昧な表示を避けるため、個別項目ブロックを、次の5つのデータブロックに細分する。

- a) データブロック 1: リサイクル部品固有情報（ユニーク情報）を表示する。
 - 位置 1: リサイクル部品の中でリユース部品を示す記号“RUP”で識別（4.2.1 参照）。
 - 位置 2: 板金部品と機能部品を区別する記号を表示する（4.2.2 参照）。
 - 位置 3: 部品固有番号（4.2.3 参照）。
- b) データブロック 2: リサイクル部品の情報を表示する。
 - 位置 1: 部品の状態を表わすコード（4.3.2 参照）。
 - 位置 2: 部品回収車両の走行距離コード（4.3.3 参照）。

- 位置 3: 部品回収車両の使用年数コード（4.3.4 参照）。
- c) データブロック 3: 部品回収車両情報を表示する。
 - 型式（4.4 参照）。
- d) データブロック 4: 部品回収車両情報を表示する。
 - 車台番号（4.5 参照）。
- e) データブロック 5: 部品仕様の基礎とするために、追加情報を含む5番目のデータブロックを加えてもよい（4.6 参照）。
 - 個別ブロックの最初の文字は、ハイフンとする。それぞれのデータブロックは、互いにコマで区切る。

4.2 データブロック 1

4.2.1 一般

データブロック 1 では、位置 1 に、記号“RUP”をハイフンの後に配置してリユース部品を識別する。次に、位置 2~3 にリサイクル部品を特定するための情報を示す。各々のコード文字はスラッシュで区切って識別する。

4.2.2 部品種類の区分

データブロック 1 の位置 2 には、リサイクル部品の種類を区別するために、板金部品を表わす記号“P”又は、機能部品を表わす記号“F”を記載する。

4.2.3 部品固有番号

データブロック 1 の位置 3 には、部品を特定するための固有番号を、リサイクル部品を生産する際に生産者が個々の部品を管理するために付与する在庫番号 13 衔（事業者番号 5 衔 + 在庫番号 8 衔）の数字で記載する。

4.3 データブロック 2

4.3.1 一般

データブロック 2 では、リサイクル部品の情報を位置 1~3 に状態を表わすコード文字で表示する。各々のコード文字はスラッシュで区切って識別する。

4.3.2 部品の状態

データブロック 2 の位置 1 には、リサイクル部品の状態についての情報を表示する。表示する状態は、板金部品と機能部品に対応する文字で識別する。使用するコード文字を表 1 に規定する。

4.3.3 部品回収車両の走行距離

データブロック 2 の位置 2 には、部品を回収した自動車の走行距離のランクを I, II, III, IV 又は V のコード文字で記載する。使用するコード文字を表 2 に規定する。

4.3.4 部品回収車両の使用年数

データブロック 2 の位置 3 には、部品を回収した自動車の使用年数のランクを a, b, c

[附属資料 8]

d又はeのコード文字で記載する。使用するコード文字を表2に規定する。

表1 データブロック2:位置1で使用するコード

位置1			
コード (文字)	板金部品の状態の区別	コード (文字)	機能部品の状態の区別
PA	洗浄美化のみで生産	FA	洗浄美化のみで生産
PB	大きなものを含まない1~3点の傷、へこみがある	FB	欠品がある
PC	大きなものを含む4点以上の傷、へこみがある	FC	欠品及び損傷、液漏れなどがある
PD	軽微な加修(部品交換なし)を施した	FD	軽微な加修(部品交換も含む)を施した

表2 データブロック2:位置2,位置3で使用するコード

位置2		位置3	
コード (文字)	走行距離の区別	コード (文字)	使用年数の区別
I	0~10,000km	a	~3年未満
II	10,001~50,000 km	b	3年以上~5年未満
III	50,001~100,000 km	c	5年以上~10年未満
IV	100,001 km以上	d	10年以上
V	不明		

エビデンスが必要！！

4.4 データブロック3

データブロック3では、リサイクル部品を生産する際に、その基となる部品が回収された自動車の型式情報を表示する。型式は、当該自動車の自動車検査証に記載されている型式記号を括弧の中に入れて表示する。

4.5 データブロック4

データブロック4では、リサイクル部品を生産する際に、その基となる部品が回収された自動車の車台番号を表示する。車台番号は、当該自動車の自動車検査証に記載されている記号と数字を括弧の中に入れて表示する。

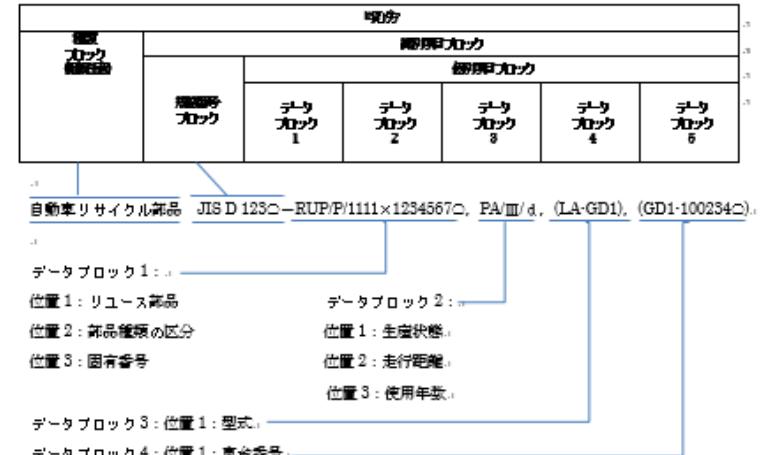
4.6 データブロック5

データブロック5には、特定部品の業界団体基準を参考とするために必要な場合など、

追加事項を表示する。例えば、一般社団法人 日本自動車リサイクル部品協議会の基準を参考にする場合には、“JAPRA”を表示する。

5 呼び方の例

型式LA-GD1の使用済ホンダフィットから回収した“フロントバンパーASSY”を、洗浄・美化・点検を実施して乙自動車解体㈱が生産し㈱甲自動車工業が販売した“リサイクル部品(リユースフロントバンパーASSY)”である場合は、次のように表記する。



参考：供給者適合宣言書(案)

JIS Q 17050に基づく供給者適合宣言書(案)

番号：販売者コード-発行連番

発行者の名称：販売者の事業者名

発行者の住所：販売者の事業所所在地

宣言の対象：自動車リユース部品「部品名称／固有番号」のラベリング内容

上記宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している：

(文書番号)

(表題)

(版数/発行日)

JIS D 123〇

自動車補修用リサイクル部品－呼び方のシステム－

〇版/2017年1月〇日

追加情報：

この部分にJARSとリンクできる情報を記載

廃車証明：使用済自動車として処理されたことの証明書（JARSによる移動報告実績など）

日本ELVリサイクル機構によるラベリング発行事業者認定No及び生産者の名称

代表者又は代理者の署名：販売事業者の代表者署名

(発行場所及び発行日)

販売会社所在地

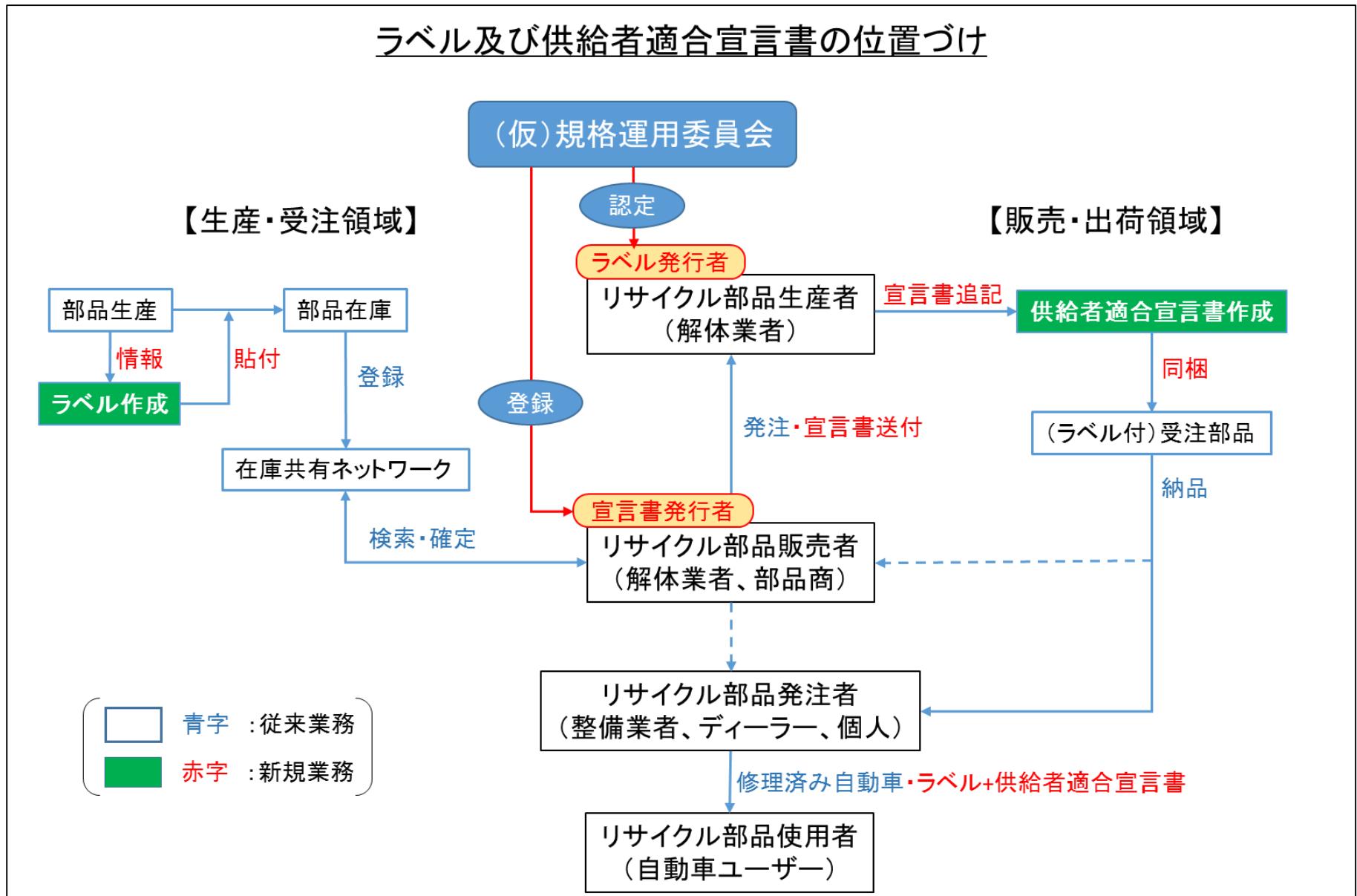
宣言書の発行日

(氏名、役職名)

(発行者から権限を与えられた者の署名又は同等の印)

販売事業者の代表者名 役職

参考:ラベル及び供給者適合宣言書の位置づけ



平成28年度事業

平成28年度の事業に向けて

1. 平成27年度整理した基本的情報項目をもとに、国内でのユーザーニーズ調査及び海外市場でのリサイクル部品流通・使用状況の調査を行った上で、基本的情報項目を最終的に特定する。
2. トラック(大型自動車)系の情報項目の検討を進める。
3. リサイクル部品の状態の表現方法については、平成27年度の表現を更に議論し、より分かり易い表現を設定する。
4. リコールに対する情報項目は今年度概ね判明したが、運用方法を見据えながら再度確認を進めていく。
5. 識別・表示方法については、ユーザーがリサイクル部品の品質に対するJIS規格と誤解しないJIS適合範囲の表示方法を検討し、その表示を実際に使用していくことが可能であるか検討する上で、現物を製作して評価を実施する必要があり、調査と並行して評価を実施する。
6. 以上の事項を検討しつつ、適合宣言書の運用体制や方法についての検討、並びに、リサイクル部品に対する情報の構成、並びにその記載項目及び記入要領等について決定し、自動車補修用リサイクル部品のラベリング規格原案を作成する

平成28年度の事業スケジュール(案)

4. 2 事業のスケジュール

区分	平成28年										平成29年	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
(1) 基本的情報項目の特定 ①国内流通の調査												
自動車ユーザーの必要項目 抽出と整理				→								
部品の状態の定性的表現方法 整理（リビルド調査含む）						→						
②リコール等への対応手法の 検討												
リコール対応に必要な項目の 活用方法と検討					→							
③海外流通の調査												
輸出リサイクル部品の流通 実態の調査				→								
(2) 識別・表示方法の検討 ①ラベルの在り方の検討												
現実性を鑑みたラベルの調査 ・検討				→								
②表示方法の検討												
実施可能な表示方法の現物 作成と評価				→		→						
標準化原案の作成				→	原案(案) ▼		委員会 ▼	後JSAへ提出 →				
報告書作成										規格調整分科会 →		
原案作成WG	4/18	○		○		○		○			○	
原案作成委員会					○				○			